

開示請求手数料及び開示実施手数料の算出方法

開示請求処理事務の所要時間 9分30秒(9.50分)

[積算]

受付事務 (1分)

・「開示請求書記載事項」の確認(30秒)

・「担当局部課等」を確認・送付(30秒)

請求のあった法人文書の探索事務(4分50秒)

開示・不開示の審査事務(1分)

(開示・部分開示の場合)開示決定通知書への記載事項の確認・記入(1分40秒)

(不開示の場合)不開示決定通知書への記載事項の確認・記入(1分40秒)

開示決定通知書の送付準備(1分)

・公印等押印(10秒)

・送付先記入、封筒封入、郵便切手貼り付け等(50秒)

1 人件費

- (1) 人件費の1時間当たり単価 3,249円
(2) 開示請求処理事務の所要時間 9分30秒(9.5分)
(3) 人件費計算 $3,249円 \times 9.5/60 = \underline{514円}$

2 一般管理費

- (1) 一般管理費の1時間当たり単価 172円
(2) 開示請求処理事務の所要時間 9分30秒(9.5分)
(3) 一般管理費計算 $172円 \times 9.5/60 = \underline{27円}$

3 その他経費

郵送料(開示決定通知書の発送) 80円

4 合計

514円(人件費) + 27円(一般管理費) + 80円(その他経費) = 621円

決定開示請求手数料

積算額は、上記のとおりであるが、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律第17条2項において、実費の範囲内において行政機関の開示手数料を参酌して決定することとされている。このことから、積算額における超過する金額は、独立行政法人がコストを負担することとし、行政機関に準じて手数料300円とする。

決定開示請求手数料

300円

開示実施手数料

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図面	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 写真撮影し印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	A3判以下 用紙1枚につき20円
		A2判 用紙1枚につき60円
A1判 用紙1枚につき110円		
ニ 写真撮影し印画紙に印画したものの交付	L判 1枚につき130円に12枚までごとに750円を加えた額	
	六切り判 1枚につき530円に12枚までごとに750円を加えた額	
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	A1判以下 1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	A4判 用紙1枚につき70円
A3判 用紙1枚につき130円		
A2判 用紙1枚につき250円		
A1判 用紙1枚につき510円		
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円

	<input type="checkbox"/> 印画紙に印画したものの交付	L判 1枚につき30円 六切り判 1枚につき440円
四 スライド	<input type="checkbox"/> 専用機器により映写したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印画紙に印画したものの交付	1巻につき400円 L判 1枚につき120円 六切り判 1枚につき1500円
五 録音テープ	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取 <input type="checkbox"/> 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき300円 1巻につき600円
六 ビデオテープ又は録画ディスク	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき300円 1巻につき700円
七 電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ(3.5インチFD(2HD))に複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	A三判以下 用紙100枚までごとに つき200円 0.5メガバイトまでごとに つき550円 A三判以下 用紙1枚につき20円 1枚につき80円に0.5メガバイト までごとに220円を加えた額 1枚につき200円に0.5メガバイト までごとに220円を加えた額

	<p>へ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付</p>	<p>1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額</p>
	<p>ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 X 6 1 2 3 及び X 6 1 3 2 に適合 1巻につき1,900円 ・日本工業規格 X 6 1 3 5 に適合 1巻につき2,800円 ・国際標準化機構の定める I S 1 4 8 3 3 に適合 1巻につき7,200円 ・国際標準化機構の定める I S 1 5 8 9 5 に適合 1巻につき9,800円 ・国際標準化機構の定める I S 1 5 3 0 7 に適合 1巻につき16,800円 <p>上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごとに220円を加えた額</p>
	<p>チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 X 6 1 4 1 に適合 1巻につき1,250円 ・日本工業規格 X 6 1 4 2 に適合 1巻につき2,450円 ・国際標準化機構の定める I S 1 5 7 1 8 に適合 1巻につき13,400円 <p>上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごとに220円を加えた額</p>
	<p>リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 X 6 1 2 7 に適合 1巻につき980円 ・日本工業規格 X 6 1 2 9 に適合 1巻につき2,000円 ・日本工業規格 X 6 1 3 0 に適合 1巻につき4,150円 ・日本工業規格 X 6 1 3 7 に適合 1巻につき6,000円

		上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごとに220円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8ミリフィルム 3,300円に10分までごとに1,550円を加えた額 ・ 16ミリフィルム 12,300円に10分までごとに3,650円を加えた額 ・ 35ミリフィルム 14,000円に10分までごとに4,450円を加えた額
九 スライド及び録音テープ(音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超えるときは、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額

備考 一の八、二の項八又は七の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算出する。

* 開示実施手数料の算定について

開示実施手数料については、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律第17条2項において、実費の範囲内において行政機関の開示手数料を参酌して決定することとされていることから、行政機関の算定根拠を準用することとし、行政機関の開示実施手数料と同額とした。